時間貸駐車場（要町・小倉台・千葉市役所有料）料金回収業務委託仕様書

１　委託名　　　時間貸駐車場（要町・小倉台・千葉市役所有料）料金回収業務委託

２　履行場所　　（１）千葉市中央区要町１番２３号

　　　　　　　　　　　要町駐車場（収容台数４４台）

三菱プレシジョン㈱製品機器　　精算機１台

　　　　　　　　（２）千葉市若葉区小倉台６丁目１７３１番４７

　　　　　　　　　　　小倉台駐車場（収容台数２２台）

　　　　　アマノ㈱製品機器　　　　　　　精算機１台

　　　　　　　　（３）千葉市中央区千葉港１２０番

千葉市役所有料駐車場（収容台数２９４台）

アマノ㈱製品機器　　　　　　　精算機２台

※　令和７年８月４日で管理終了

３　契約期間　　　令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの間

４　委託内容

（１）売上金回収及び釣り銭補充等の金銭管理報告業務

　　ア　回収については、週２回（原則として、月曜日・金曜日）実施し、回収した売上金と売上ジャーナルペーパーを精査のうえ、報告書を作成提出する。

（ア）令和7年4月1日から8月4日・・・・3か所4台分 上記（１）（２）（３）

　　（イ）令和7年8月5日から令和10年3月31日・・2か所2台分 上記（１）（２）

　　イ　売上金については、回収毎に受託者の負担で公社指定口座へ振込をすること。

（２）それぞれの機器消耗品についての補充を行うこと。

（３）サービス券及びジャーナルペーパー（合計・小計・ロール紙）の回収をすること。

（４）駐車場内の管制機器の故障及び施設の点検確認作業を実施すること。

５　その他

1. 各駐車場の当初の釣り銭資金については、公社が用意すること。

（２）機器の消耗品は、公社が用意するものとする。

（３）各駐車場機器の操作に精通していること。

（４）警備業法第２条第１項第３号の業務認定を受けていること。

（５）公社は、本委託業務に掲げる駐車場のうち、公社の都合により閉鎖する場合は

　　当該設計書図書、委託料を変更することができる。

（６）その他仕様書に定めのない事項については、公社と協議の上、決定すること。

６　留意事項

（１）駐車場利用者に迷惑のかからないように業務を実施すること。

（２）公社責任者と連絡、報告を密にすること。

（３）事故やトラブルの取扱、対応に当たっては公社責任者及び関係者と協議すること。

（４）安全業務を遂行するため、周辺の変化や不審な点の警戒に当たること。

（５）公社の規則及び慣行を尊重すること。